

鹿角市立学校等再編計画
(平成28年度～平成32年度)

平成28年2月

鹿角市教育委員会

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	市立小中学校の現状	2
2-1	学校数の推移	
2-2	児童生徒数および学級数の推移	
2-3	学校施設の耐震化および整備の状況	
2-4	通学の状況	
3	市立小中学校再編の必要性	8
3-1	適正な学校規模の形成による活力ある学校づくり	
3-2	安心して学べる教育環境の整備	
3-3	適正な通学区域の設定	
4	市立小中学校再編の基本的な考え方	11
4-1	再編にあたっての基本方針	
4-2	再編の基準	
4-3	想定される再編案	
5	学校給食施設	16
5-1	学校給食施設の現状	
5-2	学校給食施設整備の基本方針	
5-3	学校給食施設の整備計画	
	鹿角市立学校等再編計画のスケジュール	21
	参考資料（パブリックコメント）	22

1 計画策定の趣旨

鹿角市教育委員会では、目指す教育の基本的な方向と目標を明確にするとともに、その実現に必要な施策を計画的・総合的に実施することをねらいとして、平成23年3月に「子どもが輝く学校教育の推進『学び』『こころ』『ふるさと』そして未来へ!」を基本理念とした「鹿角市学校教育振興基本計画」を策定しております。

基本計画では、目指す姿を「子どもの姿」「学校・教職員の姿」「学校・家庭・地域の連携」「教育環境の整備と充実」の4つの観点からまとめ、教育委員会ではそれに応じた取り組みを行っているところであります。

しかし、少子化に伴う児童生徒数の減少に歯止めがかからず、学校の小規模化が進み、複式学級の増加、取り組みたい部活動に存続の制約が生じるなどの問題が発生しています。加えて集団の規模が小さくなることにより、学校の活力の低下や学び合いの機会の減少など、集団教育の良さが生かされにくくなるとともに、教職員の配置数が減少し、適正な学校運営や児童生徒の指導が困難となることが予測されます。

さらに、本市では昭和50年代までに建設された学校が大半を占めており、その多くが建築後30年以上を経過し、施設の老朽化が深刻になっています。大規模改造事業や細やかな修繕などで施設の維持を図っているものの、今後、老朽化がさらに進行することに伴い、膨大な整備需要が発生することが考えられる一方で、教育内容、教育方法の進展、生活様式の多様化に合わせて、高機能かつ多機能な教育環境を備えていくとともに、環境への配慮、防犯対策、バリアフリー化、ICT環境の整備、清潔なトイレ環境の整備などに着実に対応していくことが必要になっています。

あわせて、本市では、児童生徒の健康な発育に資するとともに、食育を推進するため、学校給食を実施していますが、給食供給施設についても老朽化が著しく、維持管理費用等が増大しており、安全安心な給食の提供に努めているものの、衛生管理体制のさらなる強化や機能の充実を図る必要があります。

このような現状をふまえ、本市の次代を担う児童生徒にとって望ましい教育環境を整備し教育の充実を図るためには、学校規模の適正化や関連する施設の整備は急務であるとの考えのもと、本計画を策定するものであります。

2 市立小中学校の現状

2-1 学校数の推移

本市の市立小学校は、昭和47年の市制施行当時11校（旧花輪町3校、旧十和田町6校、旧尾去沢町・旧八幡平村各1校）ありましたが、昭和51年に毛馬内小学校と錦木小学校が新たに十和田小学校として統合し、平成20年に中滝小学校が大湯小学校に統合されたことにより、現在は9校となっています。

市立中学校は市制施行当時から5校（旧花輪町2校、旧十和田町・旧尾去沢町・旧八幡平村各1校）となっています。

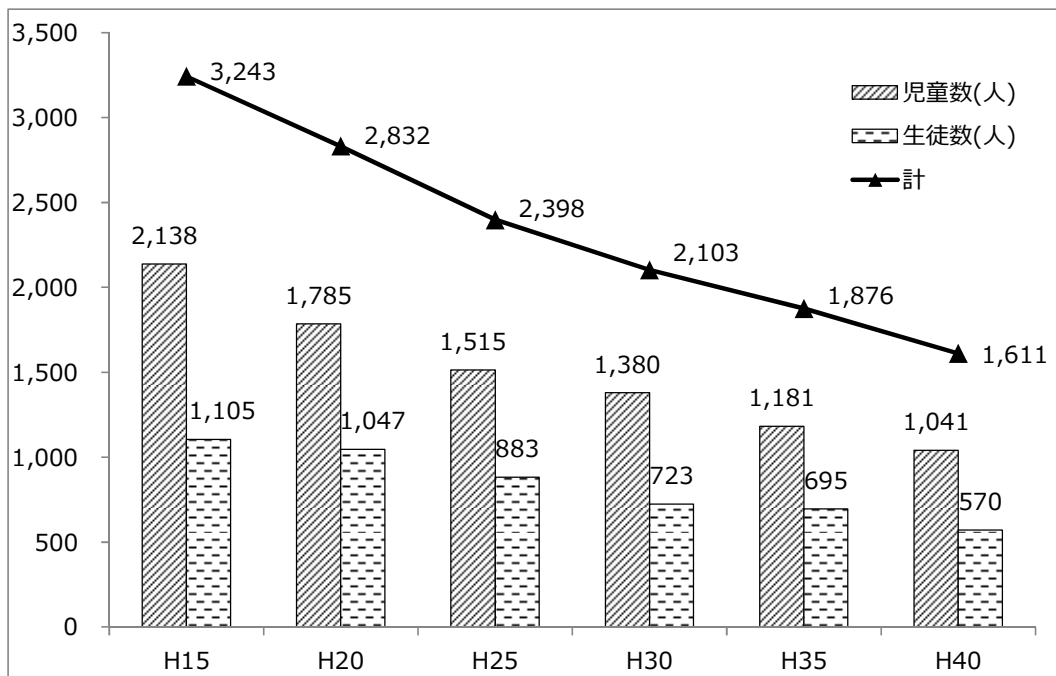
2-2 児童生徒数・各校の学級数の推移

(1) 児童生徒数の推移

全国的な少子化の傾向と同様に、本市の児童生徒数は年々減少を続け、平成15年度では3,243人でありましたが、平成25年度では2,398人となっており、直近の10年間で845人（26%）減少しています。

また、平成35年度の児童生徒数は1,876人と推計され、今後10年間でおよそ22%の児童生徒の減少が予想されます。年平均では児童数は約32人が、生徒数は約21人が減少していくものと予想されます。

表1 児童生徒数の推計



※児童生徒数の推計については、平成25年度までは在籍実数（各年5月1日時点の人数：「鹿角市の教育」より）、平成30年度は住民基本台帳を基にした人数です。平成35年度および平成40年度については、これまでの増減を基に指標関数を用いて算出した見込の人数を掲載しています。

(2) 各校の学級数の推移

学級数については、学校教育法施行規則において、小中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされていますが、「特別な事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものになっています。

しかし、標準規模を大きく下回る小規模校では、個別指導が行いやすいなどの利点があるものの、社会性の育成に制約が生じることをはじめ、教育指導上多くの課題が存在しているとの指摘もあります。

本市においては、現在、標準的な学級数を有する学校は、小学校で2校ありますが、中学校では1校もありません。平成30年度においても現状の学級数をおおむね維持するものの、依然として複式学級を構成せざるを得ない学校があるなど、適正な学校規模の形成には至らない見込みです。

表2 学校別児童生徒数と学級数の推移

学校名	H15		H20		H25		H30見込	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
花輪小学校	591	19	508	17	459	16	436	16
花輪北小学校	203	6	158	6	154	6	147	7
平元小学校	109	6	111	6	67	6	67	6
十和田小学校 山根分校	389	12	351	12	330	12	268	12
十和田小学校	15	3	17	3				
末広小学校	37	5	21	4	23	4	22	3
大湯小学校 中滝小学校	174	6	158	6	109	6	114	6
大湯小学校	15	3	6	3				
草木小学校	68	6	47	5	22	4	22	4
尾去沢小学校	205	7	176	6	151	6	113	6
八幡平小学校	332	11	232	8	200	7	191	7
計	2,138		1,785		1,515		1,380	

学校名	H15		H20		H25		H30見込	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
花輪第一中学校	356	12	352	12	283	10	269	9
花輪第二中学校	115	4	102	3	95	3	76	3
十和田中学校	356	11	329	11	303	10	221	7
尾去沢中学校	110	4	91	3	81	3	64	3
八幡平中学校	168	6	173	6	121	4	93	3
計	1,105		1,047		883		723	

※学級数は特別支援学級を除く。

※H15、20、25は各年度5月1日時点の人数及び学級数。「鹿角市の教育」より

2-3 学校施設の耐震化および整備の状況

(1) 学校施設の耐震化の状況

学校施設は、児童生徒が安心して学べるために安全であることが大前提です。また、本市における学校施設は災害時の第2避難所として指定されています。

本市の学校施設の耐震化の状況については、新耐震設計基準に対応した学校施設以外の施設で耐震状況調査を実施しており、その結果、基準を満たしていない学校施設については耐震化事業の実施あるいは改築により、すべての学校施設で耐震化を完了しています。

表3 学校施設の耐震化の状況

学校名	区分	建築年	耐震調査状況1			耐震調査状況2			耐震補強等	
			実施年	内容	調査結果(Is値)	実施年	内容	調査結果(Is値)	実施年	内容
花輪小学校	校舎・屋体	H18-19	新耐震設計基準対応							
花輪北小学校	校舎	S43	H15	一次診断	0.21	H21	二次診断	0.21	H21-22	補強工事
	校舎	S43	H15	一次診断	0.64	H21	二次診断	0.50		
	屋体	S44	H15	一次診断	0.39	H21	二次診断	0.75	補強不要	
平元小学校	校舎	S54	H17	優先度調査	ランク4	H21	二次診断	0.96	補強不要	
	屋体	S50	H17	優先度調査	ランク4	H21	二次診断	0.26	H22	補強工事
十和田小学校	校舎	S49-51	H13	二次診断					H14-15	大規模改造
	屋体	S51	H15	二次診断					H16	大規模改造
末広小学校	校舎・屋体	H13-H14	新耐震設計基準対応							
大湯小学校	校舎	S53	H16	一次診断	0.66	H21	二次診断	0.74	補強不要	
	校舎	S53	H16	一次診断	0.63	H21	二次診断	0.71	補強不要	
	屋体	S54	H16	一次診断	0.31	H21	二次診断	0.41	H21-22	補強工事
草木小学校	校舎・屋体	H1-H2	新耐震設計基準対応							
尾去沢小学校	校舎	S46	H16	一次診断	0.23	H21	二次診断	0.31	H21-22	補強工事
	校舎	S47	H16	一次診断	0.23	H21	二次診断	0.39	H22-23	大規模改造
	屋体	S47	H16	一次診断	0.18	H21	二次診断	0.28		
八幡平小学校	校舎・屋体	S46-S48	H8	二次診断					H9-11	大規模改造
花輪第一中学校	校舎・屋体	S59	新耐震設計基準対応							
花輪第二中学校	校舎・屋体	S57	新耐震設計基準対応							
十和田中学校	校舎	S46	H17	優先度調査	ランク1	H21	二次診断	0.28	H21-22	補強工事
	校舎	S47	H17	優先度調査	ランク1	H21	二次診断	0.28		
	校舎	S47	H17	優先度調査	ランク4	H21	二次診断	0.30		
	校舎	S47	H17	優先度調査	ランク4	H21	二次診断	0.30		
	校舎	S47	H17	優先度調査	ランク5	H21	二次診断	0.37		
	屋体	S48	H17	優先度調査	ランク4	H21	二次診断	0.06	H21-22	改築
尾去沢中学校	校舎・屋体	H8	新耐震設計基準対応							
八幡平中学校	校舎・屋体	H24	新耐震設計基準対応							

- ・昭和56年以前の旧基準で建築された建物で、棟別面積200㎡以上の物が耐震化改修調査の対象となる。
- ・優先度調査…耐震診断を実施する順番を決めるために優先度をランク付けする調査。
- ・一次診断…外観調査以外は設計図書を基にして耐震性能を判定する。
- ・二次診断…設計図書を基に現地調査を実施して耐震性能を判定する。
- ・耐力度調査…建物について、建物の構造耐力、経過年数、立地条件などを総合的に調査し、老朽度の度合いを判定する。

(2) 学校施設の老朽化および整備の状況

本市では、昭和50年代までに建設された学校が大半を占めており、その多くが建築後30年以上を経過し、施設の老朽化が深刻になっています。大規模改造事業や細やかな修繕などで施設の維持を図っているものの、今後、老朽化がさらに進行することに伴い、膨大な整備需要が発生することが考えられます。

一方で、教育内容、教育方法の進展、生活様式の多様化に合わせて、高機能かつ多機能な教育環境を備えていくことが必要になっており、環境への配慮、防犯対策、バリアフリー化、ICT環境の整備、清潔なトイレ環境の整備など様々な課題に着実に対応していくことが必要になっています。

表4 学校施設の現況

学校名	区分	現有棟数				大規模改造 実施年度
		棟数	構造	建築年	面積(m ²)	
花輪小学校	校舎	1	R	H18-H19	6,335	-
	屋体	1	R	H19	1,248	
花輪北小学校	校舎	3	R	S43	2,787	S63-H1
	屋体	2	S	S44	736	
平元小学校	校舎	1	R	S54	1,986	-
	屋体	3	S	S50	428	
十和田小学校	校舎	7	R	S49-S51	4,958	H14-H16
	屋体	2	S	S51	951	
末広小学校	校舎	6	W	H13	1,603	-
	屋体	2	S	H14	806	
大湯小学校	校舎	2	R	S53	3,499	H26-H27
	屋体	2	S	S54	935	
草木小学校	校舎	1	R	H1	2,018	-
	屋体	2	R	H2	1,049	
尾去沢小学校	校舎	4	R	S46-S47	4,374	H22-H23
	屋体	1	S	S47	658	
八幡平小学校	校舎	8	R	S46-S48	4,925	H9-H11 H15-H16
	屋体	3	S	S48	1,119	
花輪第一中学校	校舎	1	R	S59	6,172	-
	屋体	2	S	S59	1,740	
花輪第二中学校	校舎	1	R	S57	2,743	-
	屋体	2	S	S57	1,263	
十和田中学校	校舎	6	R	S46-S47	5,809	H2-4 H14、H18
	屋体	1	S	H22	1,264	
尾去沢中学校	校舎	1	R	H8	3,050	-
	屋体	2	R	H8	1,224	
八幡平中学校	校舎	5	R	H24	3,619	-
	屋体	2	R	H24	1,482	

R…鉄筋コンクリート造 S…鉄骨造

2-4 通学の状況

(1) 通学区域

通学区域については、学校教育法施行令第5条第2項において、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、入学期日の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と規定しており、本市では通学区域を「鹿角市立小・中学校通学区域に関する規則」(昭和63年6月8日教育委員会規則第3号)で規定しています。

このうち、中学校については基本的に小学校単位で区域を指定していますが、一部、1つの小学校から2つの中学校に分かれて進学する状況にあります。

表5 学校別通学区域一覧

学校名	通学区域
花輪小学校	大字花輪(ただし、花輪北小学校通学区域及び平元小学校通学区域を除く。)及び大字尾去沢字一の坂
花輪北小学校	大字花輪字用野目太田、用野目小沼、用野目、用野目川向、下高瀬川原、鎌倉平、向畑、下タノ田、狐平、流田、鉄砲、惣右工門、下川原、赤川、高屋、後谷地、太田谷地、館ノ沢、上ミ田表、赤川端、堰ノ口、鶴田、間瀬川、諏訪野、小深田、蒼前平、下田表、妻ノ神、刈又の一部、赤面、大曲、大曲平、水ノ目、西町、乳牛平、柴内谷地中、中柴内、中屋布、深沢、与力堂、地羅野、稲荷田、大清水、平中、赤平、観音平、万谷野、高市、高市向(ただし、平元小学校通学区域を除く。)、近江谷地、高沢、小米、横長根、長野、上台、柴内大久保、大平、下夕乳牛、下平、柴内太田谷地の一部、家ノ下、不動平、沖田表、新矢、柴内太田、折笠及び新川端
平元小学校	大字花輪字元苗代、長漕、上寺野、平元向平、高市向の一部、大坊沢、間名市、天王平、新斗米、下田面、寺坂、鉄砲平、村後、鹿角沢、下モ屋敷、小枝指、一ツ森、町端、小又、八幡館、寺ノ下夕、樋田、平元前田、平元古館、土橋、四ツ谷、茂八谷地、鳥野、源田平、山道、級ノ木、石倉、平元谷地中、平元熊堂、鷹嘴、苧蒲谷地、菩提野、雁府、本苗代、元村、小平、下モ館、八幡平、前田面、蛇沢、新山田及び上ワ町
十和田小学校	大字十和田毛馬内、大字十和田岡田、大字十和田山根、大字十和田上向、大字十和田瀬田石(ただし、字上石野、下石野及び白根を除く。)、大字十和田錦木、大字十和田末広字下屋布、上屋布、和田及び紀ノ国平、大字十和田大湯字大足、村下夕、関上、下タノ平、内前田、下モ岱、炭焼川原、前川原、集宮、大川原、下大川原、初瀬場及び野中堂(ただし、一本木地区に属する野中堂を除く。)
末広小学校	大字十和田末広(ただし、字下屋布、上屋布、和田及び紀ノ国平を除く。)、大字瀬田石字上石野、下石野及び白根
大湯小学校	大字十和田大湯(ただし、字大足、村下夕、関上、下タノ平、内前田、下モ岱、炭焼川原、前川原、集宮、大川原、下大川原、初瀬場、野中堂(ただし、大川原地区に属する野中堂を除く。))を除く。)
草木小学校	大字十和田草木
尾去沢小学校	大字尾去沢(ただし、尾去沢字一の坂を除く。)
八幡平小学校	大字八幡平
花輪第一中学校	花輪小学校及び花輪北小学校の通学区域(ただし、花輪第二中学校通学区域を除く。)
花輪第二中学校	平元小学校及び花輪北小学校通学区域(ただし、大字花輪字用野目、用野目太田、用野目小沼、用野目川向、下高瀬川原、鎌倉平、向畑、下タノ田、狐平、流田、鉄砲、惣右工門、下川原、赤川、高屋、後谷地、太田谷地、館ノ沢、上ミ田表、小深田、蒼前平、下夕乳牛、下田表、妻ノ神、刈又、赤面、柴内太田谷地、大曲、大曲平、水ノ目、家ノ下、乳牛平及び不動平を除く。)
十和田中学校	十和田小学校、末広小学校、大湯小学校、中滝小学校及び草木小学校の通学区域
尾去沢中学校	尾去沢小学校の通学区域
八幡平中学校	八幡平小学校の通学区域

(2) 通学区域変更の基準

鹿角市立小・中学校通学区域に関する規則に規定されている通学区域以外の学校へ就学する場合の認定基準として次のような要件（鹿角市立小・中学校就学指定校変更および区域外就学許可基準に関する規程（平成17年3月28日教育委員会規程第4号））を設けています。

表6 通学区域変更基準

許可事由	内容
転居	在学中に他の学区に転居した場合
転居予定	家屋の新築等のため近い将来（6箇月以内）他の学区に転居する場合（家屋の新・改築により一時的に学区外へ転居した場合を含む）
留守家庭	保護者が共働き等の理由により、下校後に留守となる家庭で、児童の安全性等を考慮する必要がある場合（ただし、小学校に限る）
特別支援学級	特別支援学級へ入級する場合（就学指導委員会を経て指定校変更が必要と認められる場合を含む）
身体的理由	病気や肢体不自由等の身体的理由により、通学、通院等の利便性や安全性を考慮する必要がある場合
家庭の事情	家庭の事情により住民票の異動ができない場合
小学校指定校変更による中学校入学又は進級	指定校変更又は区域外就学の許可を受けて小学校卒業まで継続して在学した場合
兄弟姉妹	兄弟姉妹が指定校変更又は区域外就学により就学している学校への就学を希望する場合
その他	人間関係等により精神面の負担を考慮する必要がある場合
	いじめや不登校又は身体的理由等やむを得ない事情があり、教育上必要と認められる場合
	その他教育委員会が必要と認める場合

(3) 通学距離の状況

通学距離については、文部科学省の基準として小学校は4km以内、中学校では6km以内とされており、本市においてはおおむねこの範囲内の通学区域となっています。しかし、特に通学が困難であると認められた場合は、スクールバスやタクシーの運行、公共交通機関の乗車運賃補助による通学対策を実施しています。

表7 通学対策実施状況

区分	スクールバス	スクールタクシー	公共交通機関運賃補助
小学校	大湯小学校 八幡平小学校	花輪小学校 尾去沢小学校	花輪小学校 花輪北小学校 十和田小学校 末広小学校 大湯小学校 草木小学校 尾去沢小学校 八幡平小学校
中学校	十和田中学校	尾去沢中学校	花輪第一中学校 十和田中学校 八幡平中学校

3 市立小中学校再編の必要性

3-1 適正な学校規模の形成による活力ある学校づくり

先にも触れたように、少子化による児童生徒数の減少を起因とした学校規模の小規模化が進み、小規模学級や複式学級を形成せざるを得ない状況になることによって、学校活動が制限される場合があるなど、学校の規模による格差が見られるようになっていきます。

児童生徒数や学級数の減少が及ぼす影響については次のことが挙げられます。

(1) 学習面

小規模な学校では、きめ細かな指導が行いやすく、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすいといった利点がありますが、ともに努力してよりよい集団を目指す学級間の相互啓発がなされにくい、運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい、中学校では各教科の免許を持つ教員を配置しにくい、児童生徒数、教職員が少ないためグループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など多様な学習・指導形態を取りにくい、部活動等の設置が限定され選択の幅が狭まりやすいといった課題があります。

(2) 生活面

小規模な学校では、児童生徒相互の人間関係が深まりやすく、異学年間の縦の交流が生まれやすいといった利点がありますが、クラス替えが困難なことなどから人間関係や相互の評価等が固定化しやすい、集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある、切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい、組織的な体制が組みにくく指導方法等に制約が生じやすいといった課題があります。

また、中学校に進学する際、小規模な小学校からの新入生が、これまでの学校生活との違いに戸惑いを感じるケースがあります。

(3) 学校運営面

小規模な学校では、全教職員間の意思疎通が図りやすく相互の連携が密になりやすいといった利点がありますが、教職員数が少ないため経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい、学年別や教科別の教職員同士で学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくいといった課題があります。

(4) その他

小規模な学校では、保護者や地域社会との連携が図りやすいといった利点がありますが、PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすいといった課題があります。

本市においても、前述のとおり学校の小規模化が現れており、こういった課題を解消するためには、国が定める標準的な学校規模に近づけることが重要であり、その方策の一つとして学校再編を検討する必要があります。また、標準に満たない場合において、教育条件の向上を図る観点から、特に克服が求められる課題として、「複式学級の解消」、「免許外指導の解消」、「クラス替えを可能にすること」、「部活動やクラブ活動等の充実」が例示されています。

表 8 学校規模によるメリット・デメリット(例)

	小規模化		大規模化	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
【学習面】	児童生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。	集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。	全教職員による各児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
	学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。	運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 児童生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。	学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
		部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。	様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。	
【生活面】	児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。	クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。	クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。	学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
	異学年間の縦の交流が生まれやすい。	集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。	切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。	
	児童生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。	学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。	全教職員による各児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
【学校運営面】 【財政面】	全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。	教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いくい。	教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行やすい。	教職員相互の連絡調整が図りづらい。
	学校が一体となって活動しやすい。	学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いくい。 一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。	学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 校務分掌を組織的に行いやすい。 出張、研修等に参加しやすい。	
	施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。	子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。	特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
【その他】	保護者や地域社会との連携が図りやすい。	PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。	PTA活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。	保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

出典：文部科学省（教育中央審議会初等中等教育分科会配布資料）

3-2 安心して学べる教育環境の整備

財務省令に定める学校施設の耐用年数は、鉄筋コンクリート造で47年とされています。本市の学校施設の多くは昭和40年代から50年代にかけて建設されており、大規模改造事業や耐震化事業などにより長寿命化を図っているものの、間もなく改築時期が到来する学校施設が多数あります。(表4 学校施設の現況参照)

また、衛生面においても、トイレを中心として衛生上好ましくない箇所があり、バリアフリーについても十分であるとは言えず、時代のニーズに即しているとは言えない状況にあります。

改築には多額の経費が必要であり、一定の期間のうちに全ての学校の改築に対応することは財政的に困難であることから、再編による適正な学校数の見通しをもって対応することが必要です。

3-3 適正な通学区域の設定

通学区域の設定については、通学距離や通学路、旧町村区域などにより設定されていますが、一部の中学校区については、小学校の通学区域を基本としながらも、1つの小学校から2つの中学校に分かれて進学する状況にあります。

このことは、小学校から中学校に進学する際の人間関係の形成等に大きく関わる問題であることから、再編により解消に向けてることが必要です。

4 市立小中学校再編の基本的な考え方

4-1 再編にあたっての基本方針

学校の再編を計画・実施するにあたっては、以下の点に留意し、諸々の課題を解決するものとします。

(1) 児童生徒への配慮

学校の再編により児童生徒の置かれる環境は大きく変化するため、新たな人間関係がスムーズに構築できるよう、対象校同士の交流の機会を設けることや、統合後の教員配置にも配慮します。

(2) 保護者および地域住民との協議

地域と学校との結びつきは非常に強いものであることから、再編にあたっては保護者および地域住民と協議を行い、地域の実情を十分に踏まえたうえで、協議が整ったものについて実施していきます。

(3) 教育環境の充実

再編にあたっての学校施設等の整備については、既存施設の耐用年数や学校の位置などを総合的に勘案し、既存施設の改築、あるいは新設についての検討を行ったうえで、求められる整備を行い、教育環境の充実に努めます。

(4) 通学区域

学校再編にあたっての通学区域については、可能な限り現在の小中学校の通学区域を基本とします。また、現在、一部の小学校では、中学校に進学するにあたり二つの中学校に分かれて進学しなければならない場合がありますが、再編にあたっては、一つの小学校から複数の中学校に分かれることのないような通学区域を指定します。

(5) 通学支援策

学校の再編により通学距離が長くなる場合には、安心・安全な通学を視野にスクールバスなどの通学支援策を検討します。

(6) 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度から第6次鹿角市総合計画後期基本計画期間および鹿角市学校教育振興基本計画期間の平成32年度までとし、保護者および地域住民との協議を十分に行います。

(7) 再編計画の見直し

再編計画については、国や県の学級編制基準などの制度が変更になった場合や社会情勢の変化などにより見直しの必要が生じたときは、随時見直していきます。

4-2 再編の基準

学校の再編にあたっての基準は以下のとおりとします。

(1) 各地区1校の配置（小学校）

学校は地域コミュニティの中核施設として大きな役割を果たしていることから、地域性や歴史的背景を考慮して、花輪・柴平・十和田・大湯・尾去沢・八幡平の各地区に1校の小学校を配置します。

(2) 過小規模校（複式学級）の解消（小学校）

多様な考え方に触れる機会を増やすとともに、教師の直接的な指導を受けられる時間が不足し、授業時間のうちおよそ半分が自習という形態を取らざるを得ない複式学級の解消を図ります。

(3) 小規模校の適正規模校化（小学校・中学校）

多人数による学校活動・クラブ活動の活性化、クラス替え等による固定化されない人間関係の構築などを目的として、単学級の解消など可能な限り小規模校の適正規模校化を図ります。

(4) 学校施設の整備（小学校・中学校）

本市の学校施設の大部分が、建築後相当年数経過しており、改築時期を迎える施設が多いことから、統合する学校施設を優先して大規模改造または改築を行います。

4-3 想定される再編案

これまでの課題の解消や、前述した再編の基準に基づいて、当面想定される学校の再編については次のとおりです。

(1) 小学校

① 末広小学校と十和田小学校との統合【平成30年度まで】

末広小学校は過小規模による複式学級が存在しており、その解消を図るとともに、小学校から十和田中学校へ進学する際の著しい環境の変化等のギャップを解消するため、十和田小学校との2校統合を進めます。統合校舎は現在の十和田小学校校舎とします。

統合後の通学距離が4km以上となることから、通学支援策を実施します。

表9 統合前後各年度の児童数及び学級数の推計（十和田小学校・末広小学校）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
十和田小学校	305人 12学級	292人 12学級	281人 12学級	281人 12学級	268人 12学級	287人 12学級	296人 12学級	282人 12学級
末広小学校	23人 4学級	20人 3学級	22人 4学級	27人 4学級	22人 3学級			

※学級数は特別支援学級を除く。

② 草木小学校と大湯小学校との統合【平成30年度まで】

草木小学校は過小規模による複式学級が存在しており、その解消を図るとともに、小学校から十和田中学校へ進学する際の著しい環境の変化等のギャップを解消するため、大湯小学校との2校統合を進めます。統合校舎は現在の大湯小学校校舎とします。

統合後の通学距離が4km以上となることから、通学支援策を実施します。

表10 統合前後各年度の児童数及び学級数の推計（大湯小学校・草木小学校）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
大湯小学校	109人 6学級	107人 6学級	121人 6学級	122人 6学級	114人 6学級	140人 6学級	117人 6学級	110人 6学級
草木小学校	23人 4学級	20人 4学級	23人 4学級	22人 4学級	22人 4学級			

※学級数は特別支援学級を除く。

③ 花輪北小学校と平元小学校との統合【平成32年度まで】

学年の規模が小さい平元小学校と地域的に見て結びつきの強い花輪北小学校の学区を見直したうえで2校統合を進めます。

統合校舎は、花輪第一中学校との統合により空き校舎となる花輪第二中学校校舎を改装し、小学校として利用します。

統合後、特に通学が困難であると認められた場合は、通学支援策を実施します。

表 11 統合前後各年度の児童数及び学級数の推計（花輪北小学校・平元小学校）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
花輪北小学校	142人 6学級	137人 6学級	149人 7学級	151人 7学級	147人 7学級	151人 7学級	148人 7学級	206人 8学級
平元小学校	66人 6学級	75人 6学級	70人 6学級	69人 6学級	67人 6学級	69人 6学級	66人 6学級	

※学級数は特別支援学級を除く。

※児童数は学区の見直しを考慮しない数としている。

（2）中学校

① 花輪第一中学校と花輪第二中学校との統合【平成31年度まで】

今後予定される花輪第一中学校の改造工事にあわせ、花輪第二中学校との統合を進めます。

これにより、花輪第二中学校の単学級が解消されるとともに1つの小学校区から2つの中学校区へ進学するといった課題が解決されます。

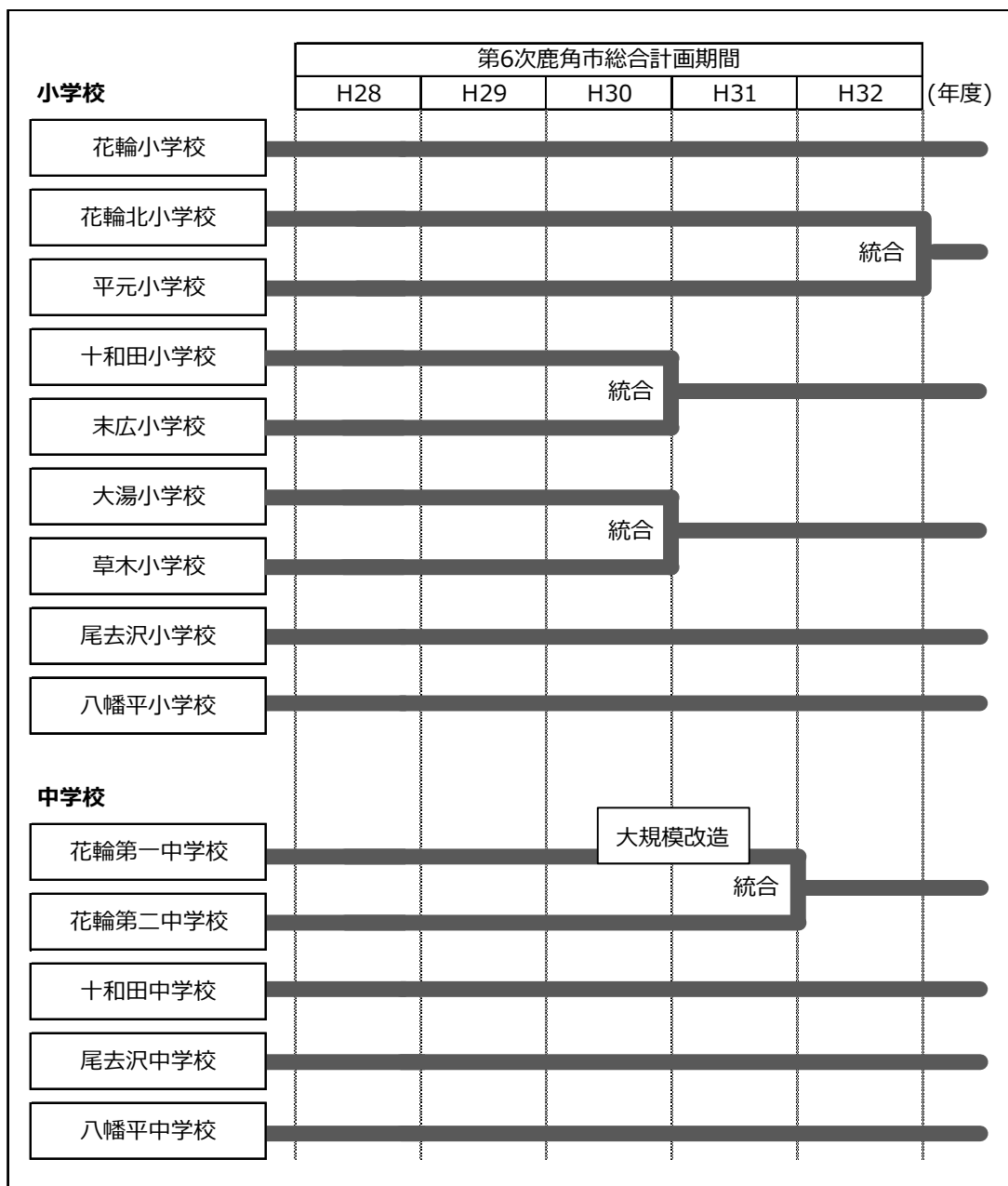
統合後の通学距離が6km以上となる地区があることから、通学支援策を実施します。

表 12 統合前後各年度の児童数及び学級数の推計（花輪第一中学校・花輪第二中学校）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
花輪第一中学校	270人 10学級	279人 10学級	271人 9学級	268人 9学級	269人 9学級	256人 9学級	339人 10学級	325人 9学級
花輪第二中学校	89人 3学級	70人 3学級	75人 3学級	70人 3学級	76人 3学級	80人 3学級		

※学級数は特別支援学級を除く。

表 13 学校再編のスケジュール



5 学校給食施設

5-1 学校給食施設の現状

(1) 学校給食施設の変遷

平成4年度に鹿角市南学校給食センター、平成6年度に鹿角市北学校給食センターが稼働し、市内全小中学校で完全給食が実施されていますが、両給食センター設置当時は自校式給食が8校あり、学校給食センターの規模的な負担は現在より少ない状況にありました。平成19年度に改修を行い設備等の整備を実施しましたが、基本的な施設の規模は変わっておらず負担が大きい状況にあります。

(2) 現在の学校給食施設の状況

現在の学校給食は、北学校給食センターと南学校給食センターの2箇所の共同調理場と、花輪第一中学校の自校式給食施設で提供されています。

いずれの施設も建設から相当の年数が経過しており、修繕等維持管理にかかる費用が増大しております。

また、平成21年に改正された学校給食法において、「学校給食衛生管理基準」が見直され、この基準に沿う施設の整備が必要となっております。

表 15 給食施設の概要（平成27年5月1日現在）

施設名	建築年	面積(m ²)	提供食数	受配校
南学校給食センター	平成4年	344	1,066	花輪小・尾去沢小・八幡平小・尾去沢中・八幡平中
北学校給食センター	平成6年	582	1,242	花輪北小・平元小・十和田小・末広小・大湯小・草木小 花輪二中・十和田中・比内養護学校かづの分校
花輪第一中学校	昭和59年	164	315	花輪第一中学校

(3) 地産地消の推進状況

本市では平成12年度より地元の生産者団体「みどりの食材連絡会」から協力をいただき、積極的に学校給食に地場産物を取り入れています。「みどりの食材連絡会」の取り組みは先進事例として各方面から取材・表彰を受けています。

また、給食主任等で構成される「鹿角学校給食連絡協議会」の取り組みとして地場産食材や、郷土食をふんだんに取り入れた「たらふくかづの」の日を2か月に1度実施し、地域の食文化や伝統に対する理解を深め、関心を高める取り組みを行っています。

このような取り組みの効果で本市の地場産食材使用率は県内の市の中では常に上位に位置しています。今後は、新たな加工品の開発および導入、市内で生産されていない主要野菜の活用の促進が必要となっていることから、生産者や納入業者との協議を実施してまいります。

5-2 学校給食施設整備の基本方針

学校給食法の主旨を踏まえ、児童生徒の成長段階に応じて必要な栄養素を補える給食を提供するとともに、衛生的な調理環境のもと、食育および地産地消を推進していきます。

具体的には、最も大きな課題である施設の衛生管理を適正に行うとともに、栄養教諭の勤務状況を改善し、より実効性のある食育の推進体制を整えます。また、これらの対策を実施する上で、本市の学校給食の特色である生産者と連携した地産地消の取り組みを更に強化するよう配慮します。

(1) 衛生管理体制の強化

学校給食施設の整備にあたっては、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に適合した、高い衛生水準を確保します。

また、整備後の運営においても各種基準を順守するため、「HACCP(ハサップ)」の概念に基づき、食材の検収・下処理・調理・配送および配食・回収・洗浄・保管に至る各作業について、物の流れ(食材、食缶・コンテナ、配送車両、回収した食器等)と人の流れ(調理員、納入業者等)を明確にするとともに、異物混入や食中毒の発生防止のため、明確かつ厳密な管理区分を設けた給食施設とします。

表 16 学校給食衛生管理基準に定める給食施設の区分

区 分			内 容
学 校 給 食 施 設	調 理 区 域	作 業 区 域	検収室 - 原材料の鮮度等の確認及び根菜類等の処理を行う場所 食品の保管庫 - 食品の保管場所 下処理室 - 食品の選別、剥皮、洗浄等を行う場所 返却された食器・食缶等の搬入場
			汚染作業区域
		非汚染作業区域	調理室 - 食品の切裁等を行う場所 - 煮る、揚げる、焼く等の加熱調理を行う場所 - 加熱調理した食品の冷却等を行う場所 - 食品を食缶に配食する場所 配膳室 食品・食缶の搬出場 洗浄室(機械、食器具類の洗浄・消毒後)
		その他	更衣室、休憩室、調理員専用便所、前室等 事務室等(学校給食調理員が通常出入りしない区域)

(2) 栄養バランス・多様性に配慮したおいしい給食の提供

献立の作成については、学校給食摂取基準に基づき、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、多様な食品を組み合わせ栄養バランスのとれた学校給食の提供に努めます。

また、炊飯施設を併設し、給食用食器の充実を図るとともに、白飯とのバランスを考えながら、混ぜごはん・丼物・麺類などを取り入れ、献立の多様化を図ります。

(3) 食育の推進

学校給食は、食育や今後の望ましい食習慣の形成など「生きた教材」としての活用が期待されています。そのため、学校給食を活用した食育指導の充実や情報発信を強化するとともに、「たらふくかづの」の日を継続的に実施し、郷土食や地場産物を使った料理、地域の食生活、地域の産業等について日頃から理解を深め、工夫された魅力ある献立による学校給食となるよう努める必要があります。

また、学校給食センターは、見学機能、食の学び機能、食の教育研修などを備えた食の学習の拠点となっていくことが求められていることから、給食センター整備時には、学校給食の利用者である児童及び生徒やその保護者が活用できるよう見学スペースや食育発信のための機能を設けます。

(4) 経済性・効率性に配慮した整備・運営

学校給食衛生管理基準等に適合した施設とするためには、多額の経費負担が見込まれます。このような中で、施設整備にあたっては、食育を重視しながらも、施設の機能を低下させることなく、経済性・効率性に配慮して可能な限りの施設整備費や維持管理等の運営費の縮減を図ります。

(5) 災害時における給食センターの役割

先の東日本大震災においては、停電や燃油不足、物流停滞などの影響により、数日間給食の提供を中止しました。

給食センターは大量調理が可能ですが、災害時稼働のためには、食料、燃油の備蓄や停電対策など供給体制の整備も必要です。

また、学校施設は地域住民の応急的な避難所としての役割を担っており、平常時の学校給食施設機能のほか、災害時の応急給食施設としての機能を備えることが求められています。

5-3 学校給食施設の整備計画

これまでの問題の解消を図るため、各給食施設の整備計画について次のとおりとします。

(1) 花輪第一中学校の自校式給食、北・南学校給食センターの廃止【平成30年度】

花輪第一中学校は1校のみの提供であることから、費用対効果を考慮し、自校式給食を廃止して給食センターからの提供に切り替えます。

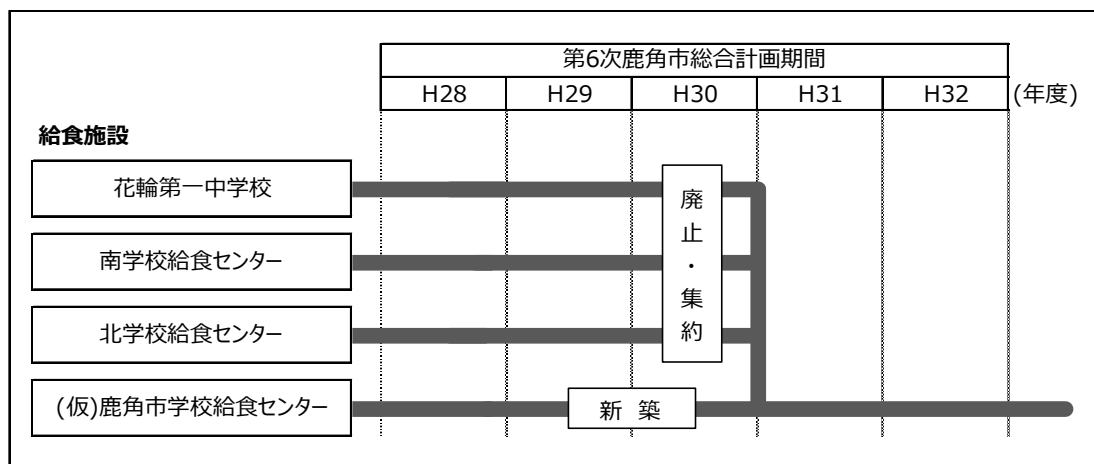
また、花輪第一中学校及び北・南学校給食センターは、現在の立地条件では、衛生基準に適合する施設の建設には面積が十分ではないことや、衛生管理基準に適合した施設の改修には多額の費用を要することが想定されます。

そのため、北・南学校給食センターを廃止し、新たに建設する（仮）鹿角市学校給食センターからの供給に切り替えます。

(2) (仮)鹿角市学校給食センターの建設【平成28～30年度】

適切な立地条件のもと、安全安心な学校給食を提供するため、衛生管理基準に適合する設備を備えた学校給食センターを建設します。

表 17 給食施設再編のスケジュール



【施設整備にあたって強化する機能】

① ドライシステムによる衛生管理

学校給食施設は、衛生的な場所に設置し、食数に適した広さを保持するとともに、床を水で濡らさないドライシステムを導入します。これにより、調理場内の温度・湿度の上昇を抑え、食中毒の原因となる細菌の繁殖を防ぐとともに、水の跳ね返り等による二次汚染を防止することができます。

② 汚染・非汚染作業区域の区分け

調理機械および機器については可動式にするとともに、調理過程に合った作業動線となるよう配慮し、汚染作業区域（検収室、食品保管室、下処理室、返却された食器・食缶等の搬入場等）と非汚染作業区域（調理場、配膳室、食器・食缶の排出場等）を明確に区分けします。

作業区分ごとに設置するシンクは、ゆとりのある大きさの三槽シンクを採用し、用途ごとに設置することにより交差汚染を防止します。

また、アレルギー対応食の提供が必要な児童生徒のため、アレルギー対応食専用調理室を設置し、配食に至るすべての過程においてチェック体制を強化します。

③ 温度・湿度の管理

調理場内は、換気を行い、温度25℃以下・湿度80%以下に保てるよう適切な空調施設を整備します。また、外断熱等により気密性や断熱性を高め、カビ・ダニの発生源といわれる不衛生な結露の防止や省エネルギー対策に努めます。

調理後の食品は、調理後2時間以内に食べられるよう、配缶・コンテナ積載・配送車積載などが円滑かつ安全に行える施設配置をします。

④ 接触汚染の防止

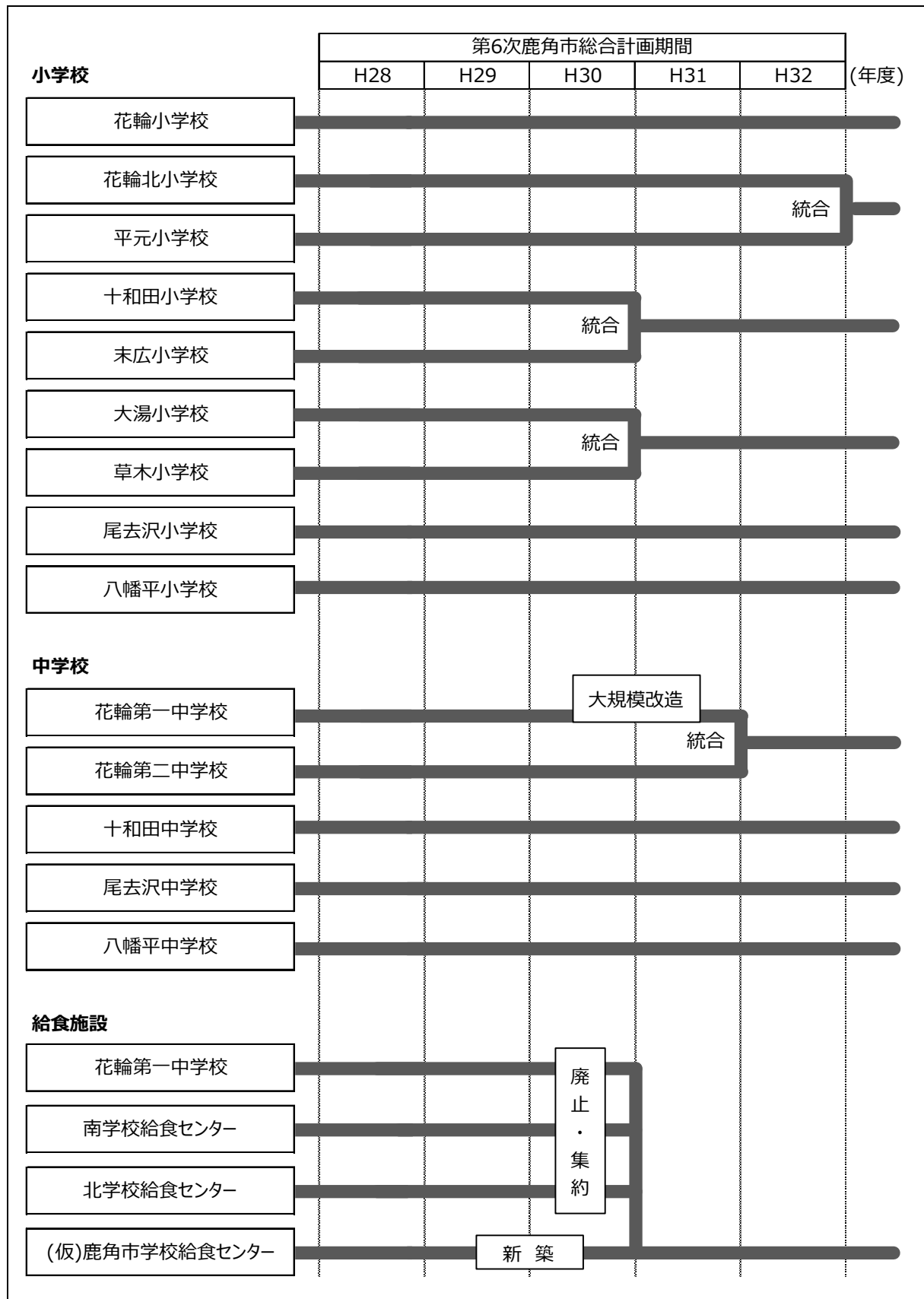
調理従事者の自動水栓の専用手洗設備を作業区分ごとに設置することで、水栓接触による手指汚染を防止します。

⑤ 異物混入の防止

各工程の処理過程ごとにエアシャワーやエアカーテン等を設置することで、衣服に付着した頭髪や汚染物質、虫等の調理場内への異物侵入を防止します。

清潔で働きやすい環境の中、運営の効率化を図りながら、子どもたちに喜ばれる学校給食を目指します。

鹿角市立学校等再編計画のスケジュール



鹿角市立学校等再編計画（案）

— パブリックコメントを実施します —

近年、少子化による市内の児童生徒数の減少により、学校の小規模化が進み、教育環境や学校運営に様々な影響が出ることが予測されます。このような状況から、鹿角市教育委員会では、市立小中学校の再編を検討しており、「鹿角市立学校等再編計画」の策定に取り組んでおります。

子どもたちにとって望ましい教育環境を整備し、鹿角市の教育を充実させていくため、本計画案に関するご意見を募集します。

1) 関係資料等の公表

- ◆鹿角市教育委員会総務学事課 総務班（市役所2階）
- ◆鹿角市役所各支所
- ◆鹿角市文化の杜交流館 コモッセ
- ◆鹿角市ホームページ（トップページ：市政ガイド → パブリックコメント）

2) 意見の募集期間

- ◆平成27年12月7日（月）から平成28年1月15日（金） ※必着

3) 意見の提出方法

- ◆郵便、ファクシミリ、電子メール（様式は別紙）

4) 提出された意見の公表

- ◆パブリックコメントについては、市のホームページで公表します。
 - ・いただいたご意見に対して、個々に返信はいたしませんのでご了承ください。
 - ・いただいたご意見は、住所、氏名、個人または法人などの権利利益を害するおそれのある情報などを除き、対応、考え方とともに公表します。

5) 意見の提出先

- ◆鹿角市教育委員会総務学事課 総務班（市役所2階）
 - [郵便] 〒018-5292 鹿角市花輪字荒田4-1
 - [TEL] 0186-30-0290
 - [FAX] 0186-30-1140
 - [電子メール] kyoui@city.kazuno.lg.jp
- ※電子メールで提出される場合は、「鹿角市立学校等再編計画（案）への意見」と題名を記載して下さい。

鹿角市立学校等再編計画（案）に対する意見

お 名 前 (必須)	
ご 住 所 (必須)	
連絡先電話番号または	(電 話)
メールアドレス (必須)	(E-mail)
〔意見・提案等を記入して下さい〕 ※ <u>どの部分に対するご意見なのか、わかるようにお願いします。</u>	

※ 意見・提案等の提出 … 平成28年1月15日（金） ※必着

【提出及びお問い合わせ先】

〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1

鹿角市教育委員会 総務学事課 電話 0186-30-0290 FAX0186-30-1140

E-mail kyoui@city.kazuno.lg.jp

【参考資料】

「鹿角市立学校等再編計画（案）」に関する意見募集の結果

該当箇所	意見内容	対応方針
<p>14ページ ③花輪北小学校と平元小学校との統合</p>	<p>花輪北小学校の学区の見直しは、期間も少しあるので、統合小に子どもが集まるよう地域の人たちの意見を聞き、市教委の方針をよく説明し納得してもらおうよう特段の努力をしてもらいたい。</p>	<p>花輪北小学校と平元小学校の統合における学区の見直しについては、説明会においても多様な意見が出されたことから、今後協議を進める中で、保護者や地域の方からの意見を十分に伺ったうえで決定することとします。</p>
	<p>通学路の安全確保と子どもたちの交通手段の確保（通学の援助）が大切と思います。</p>	<p>通学路の安全確保については、これまでも学校や関係機関と連携した取り組みを実施していますので、統合により新たな経路をとる場合でも継続して安全確保に努めます。</p> <p>交通手段については、学校の位置が変わることにより遠距離通学となる児童に配慮して、通学援助を確実に実施することとします。</p>

